

斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営条件

斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備・運営条件は以下の通りとする。

1. 移管対象園の概要（財産台帳及び公立学校施設台帳より）

- (1) 名称 斑鳩町立斑鳩西幼稚園
- (2) 所在地 斑鳩町神南2丁目4番31号
- (3) 敷地面積 3, 108㎡
- (4) 延床面積 830㎡
- (5) 建物の構造 鉄筋コンクリート造
- (6) 建築時期 昭和54年3月
- (7) 定員及び園児数（令和3年5月1日現在）（斑鳩町立幼稚園規則より）

	3歳	4歳	5歳
定員	20	140	
園児数	5	8	11

2. 新設する施設の概要

- (1) 施設種別 公私連携幼保連携型認定こども園

認定こども園法第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の一つであり、民設民営でありつつも、市町村と公私連携法人が協定を締結し、市町村の関与を明確にすることで、公私連携幼保連携型認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について確実に担保するもの。

- (2) 開園予定 令和6年4月1日

- (3) 定員

次の定員を目安に、事業者が提案し、本町と協議のうえ設定すること。  
設定にあたっては、在園児の進級が可能となるよう考慮すること。

定員	幼稚園事業	1号認定	5歳児	15人程度	計 150人程度
			4歳児	15人程度	
			3歳児	15人程度	
	保育事業	2号認定	5歳児	21人程度	
			4歳児	21人程度	
			3歳児	21人程度	
		3号認定	2歳児	20人程度	
			1歳児	16人程度	
			0歳児	6人程度	

(4) 協定期間

当初の協定期間は20年とする。その後の更新については、協議し決定する。

(5) 整備用地

住所	奈良県生駒郡斑鳩町神南2丁目4番31号	
区域区分	市街化調整区域	
用途地域	—	
建ぺい率	70%	
容積率	400%	
防火地域	指定なし	
その他	浸水想定区域 浸水深 3.0～5.0m未満の区域	
敷地面積	約2,819㎡	
敷地の内訳	斑鳩西幼稚園用地の一部(園庭部分)	面積:約1,619㎡
	斑鳩西小学校用地(運動場の一部)	面積:1,200㎡以内

### 3. 整備・運営に関する基本条件

(1) 認定こども園法第34条第2項の規定により、本町と協定を締結し、同条第1項の規定による公私連携法人の指定を受けること。

(2) 協定締結後、認定こども園法第34条第3項の規定により本町を經由し、奈良県知事に届出を行うこと。

(3) 関係法令等の遵守

児童福祉法、認定こども園法、子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守し、奈良県及び本町の指導に従うこと。

(4) 運営主体

選定された事業者自らが運営すること。

(5) 施設の名称

施設名称については、その公益性と中立性を鑑み、特定個人等を顕彰するような名称とならないよう十分考慮するとともに、斑鳩らしい名称となるよう配慮すること。

### 4. 教育及び保育時間並びに休園日

(1) 教育及び保育時間

最低限次の通り設定し、保護者ニーズに合った開園時間とすること。

①教育時間 午前9時から午後2時30分(延長～午後5時30分)

②保育標準時間 午前7時30分から午後6時30分(延長～午後8時)

③保育短時間 午前9時～午後5時

(2) 休園日

日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始を基本とし、保護者ニーズに合った休園日とすること。

## 5. 職員配置

### (1) 園長

認定こども園法施行規則第12条に規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格を有する専任の職員を1名配置すること。

### (2) 保育教諭

①園長を補佐する者として、専任の正規保育教諭を、主幹保育教諭として配置すること。

なお、主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。

②各学級に担任として専任の保育教諭を配置すること。保育教諭の職員数は、次のとおりとする。

園児の区分	職員数
ア 満5歳以上の園児	30人につき1人
イ 満4歳以上満5歳未満の園児	30人につき1人
ウ 満3歳以上満4歳未満の園児	20人につき1人
エ 満2歳以上満3歳未満の園児	6人につき1人
オ 満1歳以上満2歳未満の園児	6人につき1人
カ 満1歳未満の園児	3人につき1人
キ 障害児加配保育士	加配として必要な職員数
ク その他	延長保育等実施に必要な職員数

※職員数の算定にあたっては、アからカまでの区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第1位を切り上げた数）及びキ並びにクの必要数の合計人数以上とすること。

③副園長又は教頭を配置するよう努めること。

④主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭、事務職員を配置するよう努めること。

⑤保健師又は看護師を配置するよう努めること。

⑥栄養士の配置に努め、児童の栄養の指導及び管理に努めること。

⑦調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。

⑧学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くこと。

⑨現在、本町が雇用する会計年度任用職員が、移管後の認定こども園への就労を希望する場合は、子どもへの教育・保育環境の変化を最小限に留める観点から、その雇用に努めること。

## 6. 事業者が実施する業務

(1) 認定こども園の整備・管理・運営

(2) 認定こども園法第9条に規定する教育及び保育業務

(3) 「延長保育の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号通知）に規定する延長保育事業

(4) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

(5) その他、町又は事業者が提案し、協議のうえ本町が認めた事業

## 7. 教育・保育内容等運営に関すること

### (1) 全体的な計画の作成について

斑鳩西幼稚園における教育・保育内容を継承することを基本とし、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。

### (2) 在園児への配慮について

在園中に運営及び職員が変わることによる在園児への影響が最小限となるよう、斑鳩西幼稚園の教育課程及び指導計画との継続性に十分な配慮を行うこと。

### (3) 行事について

保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会等一般的な行事まで制限するものではない。

### (4) 町内の就学前施設及び小学校との連携等

町内の就学前施設及び小学校との連携を図ること。特に近接する斑鳩西小学校とは密に連携して行事等の実施に努めること。

### (5) 入所児童について

① 1号認定については、斑鳩西幼稚園の通園区域の児童の入所を優先すること。

② 1号認定子どもの入園募集時期については、斑鳩町教育委員会と協議のうえ決定すること。

### (6) 支援の必要な児童の受入れ

障害児、医療的ケア児等、支援の必要な児童に対する保育を実施すること。また、支援を必要とする園児・保護者への対応については、町担当部局やその他関係機関と連携して行うこと。

### (7) 地域の子育て支援

園庭開放、子育て相談等を実施し、保護者や地域との交流を促進すること。

### (8) 三者協議会の設置

保護者、事業者、町の三者で組織する三者協議会を設置し、教育・保育内容等運営に関する協議を行うこと。

## 8. 給食に関すること

### (1) 調理は、当該園内で行うこととし、全園児に給食を提供すること。

(2) 給食の提供にあたっては、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」「保育所における食事の提供ガイドライン」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に基づき、児童の発育・発達に応じた食事を提供するとともに、体調や食物アレルギーに対する代替食・除去食の実施など個別の案件にも十分な配慮を行うこと。

(3) 「斑鳩町食育推進計画」に基づき、子どもの年齢や成長に応じた食育計画を策定し、本町が実施する食育を推進すること。また、給食に地場産物を取り入れるなど、安全・安心な食材を確保し、児童や保護者に対し、給食に関する情報の提供を行うこと。

## 9. 施設整備に関すること

### (1) 土地について

- ①整備用地のうち、斑鳩西幼稚園用地の一部（園庭部分）については、令和6年3月31日まで斑鳩西幼稚園の運営のために使用し、開園後10年間は無償貸与する。
- ②整備用地のうち、斑鳩西小学校運動場の一部については、園舎整備工事期間中及び開園後10年間は無償貸与する。
- ③開園後11年目以後10年間は、整備用地（斑鳩西幼稚園の園庭部分及び斑鳩西小学校運動場の一部）について、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に基づく事業用定期借地権設定契約を交わすものとする。なお、協定の有効期間を更新する場合は、事業用定期借地権についても協定期間に応じて再設定する。
- ④事業用定期借地権等設定契約のための公正証書の作成及びその費用、登記費用等は、事業者の負担とする。
- ⑤事業者は、協定締結後であれば、土地使用貸借契約締結前であっても、町の承諾を得ることにより、測量や地質調査等の準備行為を行うことができる。
- ⑥貸付する土地は、幼保連携型認定こども園の用途以外に使用しないこと。

### (2) 園舎等の整備について

- ①園舎は、斑鳩西小学校運動場の一部を利用し、斑鳩西幼稚園の現園庭の南側部分に、事業者が新設すること。
- ②斑鳩西幼稚園の現園舎は、移管後に町が解体撤去し、駐車場として整備した後、送迎用駐車場として必要な部分を有償で使用することができる。
- ③園舎の新設にあたっては、斑鳩西小学校の教育活動、斑鳩西幼稚園在園中の園児・保護者・近隣住民に配慮すること。
- ④施設等整備や許認可等に要する費用は、指定法人が負担すること。

### (3) 備品等について

現在、斑鳩西幼稚園で使用している備品のうち、本町と事業者が協議のうえ合意したものについては、開園時に無償譲渡する。

### (4) その他の留意事項

- ①園舎、屋外施設、外構、その他認定こども園の運営に必要な施設等整備及び施設等整備にあたっての事業認可、建築確認等必要な許認可や手続きは、本町と協議のうえ事業者が行うこと。
- ②事業者は、認定こども園の整備にあたり、近隣への日照・騒音・交通対策等の環境面に配慮するとともに、苦情等に対しては事業者の責任において誠意を持って対応すること。必要に応じて工事等に関する説明会を開催し、地域住民からの理解を得ること。
- ③保護者が利用できる送迎用駐車・駐輪スペースを確保することに加え、保護者への指導を徹底するなど、送迎車両対策に万全を期し、路上駐車等により近隣に迷惑がかかることがないようにすること。
- ④隣接する斑鳩西小学校の児童の通学における安全対策に配慮するとともに、工事車

- 両の出入り等あらかじめ斑鳩西小学校と十分協議のうえ、施設整備を実施すること。
- ⑤施設整備に係る施工業者選定については、一般競争入札に付するなど本町が行う契約手続きの取扱いに準拠して行うこと。
- ⑥今後の保育ニーズの状況に応じて、2・3号認定子どもについて、定員拡大が可能となるような整備計画とすること。

## 10. 建設費及び運営費等に関すること

### (1) 建設費

本事業は、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金の活用を予定しており、本町の予算成立後予算の範囲内で、本体工事費等に対する補助金を交付する。

### (2) 施設型給付費

子ども・子育て支援法第11条に基づき算出した額（公定価格から、利用者から徴収する規定の利用者負担額を差し引いた額）を支出する。

### (3) 運営事業費補助金

一時預かり事業や延長保育等の特別保育事業の実施に対しては、本町の要綱に基づき補助金を交付する。

### (4) その他の費用

教育・保育の質の向上のために必要な経費及び行事費等、保護者が負担する費用の徴収に関しては、あらかじめ保護者に対し重要事項説明書を交付のうえ説明を行い、その同意を得ること。

移管前に実施していなかった保育サービスを提供するなどの理由で、新たに保護者に負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、保護者に説明し、理解を得てから実施すること。

なお、移管前から使用している制服、体操服、その他物品等については、保護者負担を軽減する観点から、原則として移管後も引き続き使用できるものとする。

## 11. 移行準備に関すること

### (1) 保護者説明会等

- ①本町が開催する保護者説明会等への出席の要請があれば、事業者として責任をもって対応できる者を出席させること。
- ②保護者や地域等から説明会開催の要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

### (2) 引き継ぎ要員の確保

- ①事業者は、教育・保育の内容及び管理運営業務の円滑な引継ぎのため、園長予定者、保育教諭等、移行前に引き継ぎを受ける職員（以下この項において「引き継ぎ要員」という。）を確保し、斑鳩西幼稚園の行事や運営、教育・保育に参画するなどし、引き継ぎを受けるものとする。詳細な引継ぎ方法については、本町と事業者で協議する。
- ②引き継ぎ要員は、移行後の認定こども園に勤務し、職務に従事すること。
- ③引き継ぎ要員を確保する期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期

間のうち、本町と協議して定めることとし、引き継ぎ要員の確保に係る経費及び人件費等の経費は、事業者が負担すること。

## 1 2. 苦情対応、第三者評価等

- (1) 苦情解決の仕組み（苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員の設置）を整備し、適切に運用すること。
- (2) 施設の管理運営や提供する保育サービスについて自己評価を実施するとともに、第三者評価の受審に努めること。
- (3) 個人情報取り扱い指針を定める等、個人情報の保護・管理体制を整備すること。
- (4) 教育・保育等に従事する時間内に園の内外で事故が発生した場合や感染症等が発生した場合は、速やかに本町及び関係機関へ報告すること。
- (5) 協定に基づき、認定こども園の管理・運営の適正を期するため、町長は、事業者に対してその管理・運営及び経理の状況について定期または必要に応じて報告を求め、または調査し、必要な指導を行うものとする。

## 1 3. その他

### (1) 保険

事業者は、認定こども園の管理・運営業務を行うにあたり、事業者の負担において必要な保険に加入するものとする。

### (2) 損害等

①認定こども園の管理・運営業務を行うにあたり、事業者に生じた損害は、本町の責めに帰する理由による場合を除き、事業者の負担とする。

②認定こども園の管理・運営業務を行うにあたり、事業者が第三者に及ぼした損害は、本町の責めに帰する理由による場合を除き、事業者の負担においてその賠償を行うものとする。

### (3) 安全・危機管理体制の整備

①事業者は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備すること。

②水防法第15条の3に基づく「避難確保計画」を作成するとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施すること。

(4) 町長は、事業者がこの運営状況に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適正な教育・保育事業の実施が困難と認めるときは、公私連携法人の指定を取り消すことができる。

(5) 事業者は、認定こども園の運営について、やむを得ない事情により事業を廃止しようとするときは、本町と協議すること。

(6) 上記(4)、(5)の規定若しくはその他の事情により認定こども園の運営ができなくなった場合は、土地を事業者の負担と責任において原状に回復したうえ、本町に返還

しなければならない。ただし、本町が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができることとする。

(7) この整備・運営条件に定めのない事項については、本町と事業者が協議し定める。